

旭川医科大学学内研究員取扱要項

(令和 8 年 7 月 17 日学長裁定)

(趣旨)

第 1 条 この要項は、旭川医科大学における学内研究員の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(学内研究員)

第 2 条 学内研究員は、所属長の業務管理の下、本来の業務に支障の無い範囲で、勤務時間内において研究活動を行えるものとする。

2 学長は、特に必要と認める場合において、次の各号のいずれにも該当する職員を学内研究員とすることができる。

- (1) 教員及び医員以外の者であること。
- (2) 職務に研究活動を含むことを応募要件としている科学研究費助成事業その他の研究費及び助成金（以下「科研費等」という。）に応募する者であること。
- (3) 応募する研究課題が現在の職務に関連するものであること。
- (4) 博士の学位を有する者又は科研費等の研究開始日までに博士の学位を取得する見込みの者であること。

(申請)

第 3 条 学内研究員となることを希望する職員（以下「申請者」という。）は、所属長の了承を得た上で、科研費等の応募締切日の 1 ヶ月前までに、学長に申請書（別紙様式 1）を提出するものとする。

(許可)

第 4 条 学長は、前条の申請に基づき、当該部署の業務遂行上支障がないと認める場合に限り、これを許可する。

2 学長は、前項の規定により学内研究員の申請を許可したときは、申請者及び所属長に対し、許可書（別紙様式 2）を交付する。

(期間)

第 5 条 学内研究員の期間は、原則として申請を許可した日から当該科研費等の研究期間満了日までの間とする。ただし、当該科研費等の応募が不採択となった場合は、その採否結果の通知日までとする。

2 学長は、申請者又は所属長が第 3 条の申請書により誓約した事項を満たしていないと認めた場合は、学内研究員の許可を取消することができる。

(その他)

第 6 条 学内研究員の取扱いは、次の各号のとおりとする。

- (1) 給与、労働条件等については変更しないものとする。
- (2) 人事上の発令は行わないものとする。
- (3) 経歴を記載する書類に学内研究員である旨を記載することができるものとする。

附 則

この要項は、令和 8 年 7 月 17 日から施行する。

【制定理由】

教員及び医員以外の職員が科学研究費助成事業等への応募要件を満たすようにするため要項を制定するもの

別紙様式 1（第 3 条関係）

学 長 殿

学内研究員申請書

旭川医科大学学内研究員取扱要項第 3 条に基づき、以下の要件について誓約し学内研究員を希望するため申請します。なお、誓約要件を満たしていないことが判明した場合には、学内研究員の許可が取消となり、採択された科研費等の研究をすることができなくなることも承知しております。

（申請者の誓約要件）

- ・ 科研費等の研究課題に関する研究活動を自らが主体的に行うこと。
- ・ 科研費等の研究活動が本来の業務に支障を来さないこと。
- ・ 科研費等の研究活動は正規の勤務時間内に行い、勤務時間外には行わないこと。

応募する科研費等の名称： _____

申請日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

所属・職名： _____

氏名： _____ ⑩

以下の要件について誓約し、上記職員が学内研究員に申請することを了承いたします。なお、誓約要件を満たしていないことが判明した場合には、上記職員の学内研究員の許可が取消となることも承知しております。

（所属長の誓約要件）

- ・ 上記職員の業務エフォート管理は責任をもって行うこと。
- ・ 上記職員の当該研究遂行上の必要な環境は責任をもって確保すること。
- ・ 上記職員に時間外での当該研究遂行は認めないこと。
- ・ 上記職員の業務エフォートに起因する人員要望は行わないこと。

所属長了承日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

所属・職名： _____

氏名： _____ ⑩

年 月 日

学内研究員許可書

申請者 所属
職名
氏名 殿

所属長 氏名 殿

年 月 日付けで申請のありました、下記における学内研究員として許可します。

記

応募する科研費等の名称：

学内研究員の期間： 年 月 日 ～ 当該科研費等の研究期間満了日（※）

※不採択の場合は、採否結果通知日

年 月 日

国立大学法人旭川医科大学
学長